

高橋委員

それでは、公明党ですが、先ほど、子ども手当の負担割合ということで何点かお尋ねさせていただきたいと思っておりますけれども、その前に、過日も申し上げましたとおり、この意見書の中でも松沢知事が述べておられますように、子ども手当は全額国費でということがマニフェストにあったと。それを財源がないという理由で、地方に負担を求めているのが、そもそもの元凶であるというふうに理解するところであるんですが、しかし、今も議論に出ていましたけれども、実際に手当をもらう県民の皆さんからすれば、他県の県民と比べ受給額が低いことを素直に受け入れられるかなということが大変心配するところであり

ます。

そこで、他県に限らず、同じ県内におきましても市町村ごとに支給額が違うということになれば、大変これは県下の首長のみならず、我々県議員としても説明に窮するかなという思いも少なくないわけであり

ます。

そこで、全額国費で負担していただくのが一番だというふうに考えますけれども、その全額国費という方針を勝ち取っていくということを前提に幾つか伺ってまいりたいと思

います。

支給対象児童ごとに、それぞれ国、県、市町村の負担割合が違うということですが、様々な立場でこれほど違いが出てくるということなんですけれども、少し説明を願えればと思

資金調査課長

もともと児童手当については、サラリーマンであれば、事業者が10分の7を負担して、国、県、市町村が残りの3分の1ずつでしたけれども、平成18年、19年度に拡充がなされた際に、特例交付金のようなものも生まれてきました。そういったものは旧児童手当の中で負担割合が微妙に異なってきたと、こ

ういう経緯でございます。

さらに、今回の子ども手当については、これまで全く対象外でした中学生については、全く新しいものですから、これは全て丸々新規のものとして、全額を国が担っていくというようなことになりました。したがって、確かにばらばらに見えますけれども、これは今の子ども手当制度というものが児童手当というものを根っこに置いて、その上に子ども手当という制度をかぶせて、財源負担はそれをスライドして使っているような形になっていますので、どうしてもそういった経過、あるいは雇用形態によって様々なパターンが生まれてしまったというような経緯だと承知しております。

高橋委員

これだけ複雑な、支給対象事業に幅もできましたし、0歳から中学生までということで、国、県、市町村のそれぞれの負担割合ということで、平成22年度につきましても、一定の理解の下に、混乱もあってはいけないという思いもあったでしょう。私どもも平成22年度限りということでは、児童手当の拡充法案という意味合いで賛成した経緯もあるわけですが、平成23年度につきましても、

ここまでがらりと約束と違った形になっていきますと、これは原点に返って全額国費でという主張を貫いていきたいというふうに考えております。

そこで、10日に知事が出されました意見書に対して、総務大臣と厚生労働大臣の地方負担についての見解、どのようにおっしゃっているのか、確認の意味で伺っておきます。

広域行政課長

本県は12月10日に意見書を提出させていただきましたが、その後の大臣の発言につきましては、報道等によって承知しているところでございますが、まず片山総務大臣におかれましては、14日に記者会見が行われた際に、意見書については中身をよく精査してきちんと回答したい。また、児童手当で地方が負担してきた分は、どういう形であれ、子ども手当が導入された後も負担していただくのが筋だと、さらに扶養控除の見直しによる増収分について、子ども手当にダイレクトに充てることを地方側が拒否するという考え方は理解できるので尊重したいが、何らかの子ども対策に使うというのは理解していただかなければならないといったようなことを発言されているというふうに承知してございます。

また、細川厚生労働大臣でございますが、14日の閣議後の記者会見の中で御発言されておまして、麻生知事会会長に会った際に、児童手当と同じように負担してほしいという願いをいたしました。これに関しまして、麻生会長からは、子ども手当については国が全額を負担するという約束ではないかということで、意見が平行線でございますといったような経緯の報告があったようでございます。

高橋委員

総務大臣は自ら地方自治に携わっていらっしゃるという御経験もあったがゆえでしょうか、本県の意見書に対して、今おっしゃっていただいたように、扶養控除の見直しをダイレクトに手当の財源として組み込むのは拒否したいということは理解できると、非常にこれはフレンドリーな御意見かなというふうに思うんですけれども、こういう総務大臣の地方への考えについて、一定の理解を示すということにつきましては、今後のやりとりの中で何か有益な材料となるかと期待してしまうんですけれども、その辺のことについて見解を伺っていただきたいと思っております。

広域行政課長

ただいま委員お話しの点もございますけれども、総務大臣の御発言につきましては、基本的な部分で、やはり本県の主張とは大きく異なる部分があるかと存じます。最大の相違点といたしましては、児童手当として、これまで地方が負担してきた部分について、子ども手当に充当するのが筋だという部分でございます。県が12月10日に地方財政法に基づく意見書を提出させていただきました際に、その中でも明記してございますけれども、子ども手当と児童手当とは、本来、その性質が大きく異なる、内容的にも新たな事務だということで、従来の児童手当について負担していたからといって、それをそのまま子ども手当にスライドして県が負担するのは当然だといったような議論、これはなかなか本県とは考え方を異にしているというところでございます。

高橋委員

地財法13条を根拠に、新たな事務が生じるので、それを根拠に本県に負担を求めるのはいかがなものかということだと思いますけれども、客観的に見ると、民主党政権の控除から手当へという大きなスキームが変更になりまして、控除から手当へというこの変更というのを新たな事務というふうに読み替えられないかなと思うんですけれども、この大きなスキームの変更はそのような捉え方はできるでしょうか、御見解を伺っておきます。

政策法務課長

地方財政法第13条第1項で、新たな事務を行う義務を負う場合には財源について必要な措置を講じるとありまして、今回、意見書を出すに当たりまして、新たな事務というところがございますが、委員お話しの控除から所得へというものにつきましては、民主党のマニフェストに掲載された政策方針がございます。

一方、地方財政法に基づく意見書につきましては、法令に基づく事務に係る財源措置に対するものでありますことから、新たな事務の捉え方といたしましては、具体的な法令に基づく事務というものが、どのようなものかということを見る必要があるのではないかというふうに考えるところでございます。

高橋委員

この財源が、15歳以下の年少扶養控除を廃止したり、来年1月には控除廃止によります所得税増税の大きな影響が出てくるとか、平成12年が増税の本格化年度と言われておりますけれども、今回の年少扶養控除の廃止などに連動して、住民税の増税も来年の6月から始まってくるとのことなども、ちまたで言われておりますと、正に税の仕組みがこれだけ変わってまいります。それは、法令に基づこうが基づかまいが、これも一つの法令、税法令ですが、新たな事務を地方に課しながら正にそこに財源担保をしていこうという、こういう見方になるのではないかなと思うんですけれども、それはあまりにも狭義な解釈かなと思います。再度御見解を伺っておきます。

広域行政課長

住民税の増収分ということに関してのお尋ねかと思いますが、言うまでもございませんけれども、本来、住民税は特定の事業に充てるということが決まっている財源ではございませんので、地方固有の一般財源ということで、用途を特定しない状態で県民生活に深く関わる課題に的確に対応するという、そういう活用が原則だろうと考えてございます。その中でも、特に県政が直面する課題ということで、特に子ども・子育て施策などはもちろん重要なものの一つであることは間違いないだろうと考えているところでございます。

ただ、併せて先ほど話が出ましたように、片山総務大臣は扶養控除の見直しによる増収分について、それをそのまま子ども手当にダイレクトに充てるということについて、地方側が拒否するということについては理解できるので、その部分は尊重したいというような報道ではございますけれども、そういった趣旨のこともお伺いしているところでございますけれども、その部分は一定の評価ができるものだと思いますが、ただ、今後の制度設計は、これからでございますので、そちらの方を注視していきたいと考えているところでございます。

高橋委員

住民税が地方の固有財源であるという答弁が今ありましたけれども、ここに手を突っ込んできたというと語弊がありますけれども、これは、この意見書の中にも述べていますけれども、地財委の議論、そういうところを通しての議論が必要だったと、手続的に不手際があるのではないかというような指摘もなされておりますけれども、そういった面では、地財委の協議もさることながら、地方自治体と中央との協議の場があまりにもせい弱であったということまで触れておまして、法案成立が最低率の前の国会であったわけですけれども、こういう中央と地方の協議の場の整備こそ大事だったはずだと。こういうことを考えますと、非常に中央集権的なのといいますか、地方と中央の協議の場が整っていない、この辺について、神奈川県としては、もう少しきっちり、ここでも述べておりますけれども、言うべきではないかなと思いますけれども、御見解を伺っておきたいと思えます。

広域行政課長

国と地方の協議の場は、かなり前から課題になってございまして、実は子ども手当の問題が顕在化する前から、国と地方の協議の場の法制化ということが地方六団体側の悲願ということで、ずっと要請を繰り返してまいりました。

御案内のとおり、いわゆる分権三法ということで、法案の提出まで至ったわけですが、その後、継続という状態になっておまして、また今回も成立しないで次期通常国会にということで、現在、成立しているところではございません。そんなところでございますので、もう法案まで至っているわけではございますので、あとは早急に成立させていただきたいということで、全国知事会をはじめ様々な場を使って、協議の場についてはまずしっかりつくっていただきたいということでございますので、また今後、こういう大きな転換の改革の時期に当たりましては、子ども手当に限らず、第2、第3の課題も出てくることも懸念されるところでございますので、まずは法律に基づき、しっかりした土俵をつくって、国と地方が法的に明らかな場で議論するような機会を頂ければと思っておりますのでございまして、そういった意味でも、まず分権三法の成立を国会の皆様には是非通していただきたいと思っておりますのでございます。

高橋委員

そういう背景の下に、こういうことが来年度も起こりかねないということを踏まえますと、地方自治の危機といいますか、非常にそういった意味では、地域主権が叫ばれながらもなかなか実態は厳しいものがあるなというふうに、今朝の新聞を見てショックだったんですけれども、政府は2013年度のスキームまで発表しておまして、子ども・子育て新システムということで、内閣府が発表されておりましたけれども、神奈川県が意見書を出そうが出すまいが、13年度のスキームまでどんどん出てくるわけです。このことについて御見解をお伺いいたします。

広域行政課長

今朝の新聞に出ておりましたのは、政府といいますか、厚生労働省で進めております子ども・子育て新システムの検討のワーキングの中でのことだと承知

してございます。そのワーキングの中の一資料ということで、昨日の15日に、このワーキングが開かれたようでございますけれども、その中で政府の方が、子ども・子育て新システムを平成25年から新しいものに全体を転換していくというフレームの中で、事業規模の全体の推計をするために、平成35年度までの間でシミュレーションを行ったようでございます。ただ、その際に、委員御指摘のとおり、昨日のシミュレーションでは、平成22年度の予算のスキームを使って、それをそのまま伸ばしていったような形で、平成35年までを試算したということで承知しております。

そのため、子ども手当の部分につきましても、地方負担がすっかり入った形で、平成35年度まで引っ張ってやるというようなシミュレーションということで承知しておりますので、言うまでもございませんけれども、これまで都道府県議長会、全国知事会をはじめ、いわゆる地方六団体としても、あるいは各個別の団体といたしましても、子ども手当のような全国一律の現金給付は国が担っていただきたいと、一方で、地域の実情に応じた現物給付の方は地域でやらせていただきますというような申入れをしている中で、その辺の役割分担が整理されない中での試算というふうに受け止めておりますので、国としては、今後とも、その負担割合でずっと先まで伸ばしていくということを決めたわけではございませんで、全体の事業規模の推移をシミュレーションするといった趣旨であったようでございますので、前提が多少異なる点もあるのかなと思っております。

高橋委員

だからこそ、平成35年度とか遠大なスキームを築こうとしている中で、中央と地方の協議の場をしっかりと設けて、税財源の在り方、またこういう施策展開における財源担当の仕組み、こういったことは喫緊の課題として急がなければいけないと強く感じるところであります。

いずれにしましても、総務大臣は御経験からも少しは理解を示しているやに感じてならないわけですがけれども、例えば、先ほども本県の中におきます交付税配分のことに絡めて、民主党の方から質問されていましたがけれども、もう少しオールジャパン、国全体に広げて考えまして、例えば、これまで児童手当に対して地方が負担してきたものや、扶養控除見直しによる増収分は、直接、子ども手当の財源という形ではなく、何らかの子ども対策に使うという形として、そこで押し出されてきた国費を子ども手当にまわすという形態をとれば、本県の考え方と大きな食い違いがないのではないかなというふうに考えますけれども、こういうことも総務大臣に期待していけるのかどうか、そういうアプローチをしていくつもりなのかどうかを含めて伺っておきたいと思っております。

広域行政課長

一応、地方の側としては、全額国庫負担で仕組みを改めていただきたいということで、球を投げさせていただいた。また、本県もそういった方向で意見書を出させていただいたというところでございまして、実は昨日の午前中も国と地方の知事会等をはじめ政府との協議が行われたようでありますけれども、午前中のところも平行線で終わったということでございます。

一方、例年、この時期政府の予算原案が固まる時期ということで、時間もそんなにはないはずの中でございますので、今後、政府の方として、こういう状況だとか、地方の声をくみ取っていただいて、一体どういう制度設計をしていただけるのかというところでございますけれども、本県といたしましては、意見書をはじめ様々な働き掛けについては、明確に意思表示をさせていただいていると思っておりますので、そういった中で、是非、地方の声をおくみ取りいただいた対応をしていただけるということに期待したいなと考えているところでございます。

高橋委員

先ほど、局長も予算編成の時期も近いので、県内市町村におかれましても大変緊迫している状況だという意味合いのことをおっしゃっていただきましたけれども、これから県下の首長との会合でも、子ども手当の負担割合を示しながら御説明等も当然なされるのかなと思っておりますけれども、ざっくり県の部分がなくなりますよと、市町村の方も併せて計上しないでくださいよと、こういう御説明の仕方に至った時に、先ほど冒頭申し上げましたが、県民がそれを果たして素直に受け入れられるかどうかという、こういう判断を首長に迫ることになりますけれども、この辺については本当にどう御理解いただけるのか、大変重いところだと思いますが、事務返上も辞さないということをおっしゃっている首長もおられましたけれども、理解を得るために、この辺についての説明の仕方、どういう説明方法を手順立ててしていくんでしょうか。

政策局長

今の委員御指摘の点というのは、我々も事務方としては、そこは非常に苦慮しているところだというのが、私どもの本音だろうというふうに思っております。

ただ、これは何回もお話に出ていますように、全国一律に子ども手当を支給するということについて、これは国の方針として国費という形でやっていたものが、急きょ途中で変わったということについては、これは我々とすれば、極めて遺憾であるということと同時に、役割とすれば、全国一律は国の本来のすべき事業であろうと。ただ、地方はきちっと子ども・子育ての事業を展開していく、つまり地域の実情に合ったサービス給付を行っていく、これが地方の在り方だと、これは、実は県も市町村も同じだと思っております。

したがって、県だけではなくて市町村、これは地方六団体を含めて、そういったことを何回も国の方に要請している、この考え方は一致してございます。我々はそこが基本であろうということがまず一つございます。

それから、今回は、前回昨年の時と違いますのは、極めてボイコットということが独り歩きしたことがあって、これについては、我々も反省し、今回はボイコットではなくてあくまでも今言った給付をきちっとやっていくんだと。つまり、地域の実情に合った子ども・子育ての施策をきちんとやっていくんだと、ここを併せて説明していかないと、単に手当が減ったんだと、こういったことでは恐らく理解が得られないだろうと。そういった意味で、きちんと説明していく、これが我々の基本姿勢だと思っております。

その中で、市町村とどういう形で、ある意味では一緒になってできるか、これが正にこれからの正念場だというふうに思っています。ただ、少なくとも、私どもとすれば、そういった姿を見せるのに、先ほど、施策パッケージの議論がありましたけれども、きちっとこんな形でやるんだというところをどこまで理解していただけるのか、我々とする、それも市町村と一緒にやっていきたいと、こういった思いがありますので、そういったことをどこまで連携してできるのか、これが今後の在り方ということが一つ。それから、その上で果たして、実際、県民、市民の方にとってみますと、給付を受け取れるのかということが最大の関心事だとありますので、それをどうするか、これがこれからの一つの大きな争点となってくると思っていますので、そこをきっちりと、私どもとすれば、市町村、とりあえずは、18日は市長会、24日は町村会、そこできちっと説明して意見交換をしながら、少なくとも両方が一緒になった形で進めていくということが一番良い進め方だと、それによって、県民、市民の方に理解いただくというところで、我々は努力していかなければいけないと考えています。

高橋委員

全国知事会でも同様の意見を提出されているわけですから、是非、頑張っていたきたいと思えますけれども、いずれにしても、平成22年度は、児童手当拡充法で何とかやりましたけれども、この1年間、政権交代からきっちり国と地方の協議の場を設けて、こういう予想されることに対処しなかったという、私流に言わせれば不作為、このことが全ての原因ではないかなと強く思ってしまうんです。

これは、国民への説明責任を果たしていくという部分では、極めて稚拙といったら言葉が過ぎるかもしれませんが、時間のロスだったかなと感じてならないわけです。

今、局長の御決意は御決意として承りましたけれども、歩調を合わせてしっかりやっていかないとなかなか厳しいものがあるなということを現時点では申し上げるしかないかなと思うところでございます。

しっかり、これからの御説明の、またプロセスについても御報告がいただけると思えますので、今日は、このことについてはこうしておきたいと思えますが、県民の理解を一層、委員会としても得られるように強く要望すべきだと申し上げておきたいと思えます。

続きまして、別の質問に移ります。

それでは、別の質問でございますが、今回の補正予算の関連で選挙関連の経費が盛り込まれております。何点か伺いたいんですけれども、この補正予算の中で選挙啓発のための経常経費だと思いますけれども、最近の投票率がなかなか伸びないという課題もあります。大変重要な国民の権利としての行使である選挙について啓発を促していくというのは最も重要なことだと思いますけれども、何か特徴がある取組を考えているのか、確認させていただきたいと思えます。

選挙管理委員会書記長

県選挙管理委員会では、選挙時の啓発といたしまして、ポスターの作成であるとかあるいは自動改札機のステッカー、それから路線バスの前面に幕を貼ってPRする、それから、テレビ、ラジオのスポット広告、さらにはインターネット広告と、様々な媒体を活用して啓発を行っております。

来年の統一地方選挙に当たりましては、これらに加えまして、新たにJリーグの試合会場での啓発ですとか、ちょうど春休み期間中ということもございまずので、シネマコンプレックス、映画館でございまずけれども、上映前に予告編というのをやりますけれども、その中で選挙啓発のCM広告を流す、こういった取組を行う一方で、今までやっておりました県の合同庁舎への懸垂幕の掲示ですとか、あるいは公用車へのマグネットシールを貼り付けて啓発する、こういったものは廃止するというような形で、有権者への効果的な啓発という観点から、めり張りのある取組を予定しているところでございます。

高橋委員

過日、新聞報道で全国的に投票所の数が減っているという記事が報じられておりましたけれども、本県の場合は人口急増ですので、逆に増やすべきだというふうな思いもありますけれども、この辺についての今の状況を確認させていただきます。

選挙管理委員会書記長

本県の投票所の数ということでございまずけれども、前々回の平成15年の知事選挙では1,642箇所ございまず。前回の平成19年の知事選挙と昨年の衆議院選挙では1,661箇所ということで、箇所としては19箇所増加しております。さらに今年直近で行われました参議院選挙では1,664箇所と3箇所増加しております。全体のボリュームから見ますと微増ということでございまして、新聞報道にございましたが、全国的には減っているという状況には本県の場合は現在の状況ではないという状況でございまず。

来年の統一地方選挙における投票所の数は、これから市町村の方に照会させていただきますので、全体的には申し上げられませんが、今のところ大きく変動するというお話は聞いておりません。公職選挙法におきましては、投票所の設置や廃止、これは市区町村の選管が判断するという整理になっておりますけれども、有権者の投票機会の確保という観点からは、県選管といたしましても、市区町村選管と今後の連携を密にして機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

高橋委員

選挙に当たりまして、事前に投票所の入場券が送付されてきます。横浜市では封書で送られてきまして、家族分も同封されているわけですがけれども、各有権者ごとに葉書で送るより安くなっているということが言われておりますけれども、県内市町村の状況について確認するとともに、県選管の考え方を伺っておきたいと思っております。

選挙管理委員会書記長

直近の今年7月の参議院選挙におきまして、投票所入場券を世帯ごとに封書でお送りするということは県内16団体ございました。また葉書にミシン目が入っているようなイメージでございまずけれども、世帯ごとに葉書で送って

るところが14団体ということでございますので、合計で30団体が世帯単位でお送りしている。一方で、選挙人ごとに葉書で送っている団体は県内3団体でございます。

この投票所入場券でございますけれども、公職選挙法施行令によりまして、市区町村選管が公示日あるいは告示日以降、速やかに選挙人に交付するように努めなければならないという規定はありますが、その方法について全く規定はございません。したがって、どんな方法で選挙人の方に送るかというのは、正に市区町村選管の判断となりますけれども、委員御指摘のとおり、割引制度なども郵便局にはございますので、選挙事務にかかるコスト削減、あるいは有権者の方々により多くの情報を送るといった観点から、どの方法が最も好ましいかということを考えていただく必要があると思いますので、各団体における投票所入場券の送付方法、横浜市のようなやり方もありますよというようなことも、県選管として市町村に判断していただく際の材料として提供してまいりたいと考えております。

高橋委員

是非、お願いしたいと思います。封書を活用することによりまして、期日前投票の案内などプラスアルファの情報もその中に同封することができますし、いずれにしても、微細な文字で様々な情報を入れていただくわけですが、あれを読む人はまずいない。この封書によれば、大きな文字で読みやすさも担保できますし、有効ではないかなと思うんですけれども、例えば、期日前投票に当たりまして、その場で宣誓書に書いたりいたしますけれども、この宣誓書に、例えば仕事のため、旅行のためと、理由に丸を付けますけれども、この宣誓書は封書にあらかじめ入れて、自宅で事前に記入して期日前投票所に持っていくことは可能なかどうか確認させていただきます。

選挙管理委員会書記長

期日前投票の際には、御指摘のとおり、宣誓書が必要になります。この宣誓書をあらかじめ入手できる場合、この場合にはそれに記入して持参するということが可能でございます。ただ、この宣誓書を受け取る、交付する方法が市区町村によってまちまちでございますので、大勢を占めますのが期日前投票所でお渡しする、すなわちその場に行って書くということが大勢でございます。

一方で、投票所入場券に同封して封書で送るというような場合も全国的にはございますし、特に横浜市は投票所入場券の裏面に期日前投票、宣誓書の様式を印刷しているというところでございます。

これに関連しまして、去る11月26日に国の方で、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会というのがございまして、そこでもやはり同様に期日前投票所の独特の雰囲気の中で宣誓書を記載することは大変緊張を強いられることから、投票所に行く前に事前に記入して持っていけるよう、全国的に統一してほしいと、こういう委員からの質問がございました。

これに対しまして、国の方は、そういう方法は有権者の負担軽減を図るという意味でも好ましく、当面は有権者の投票機会の拡大に創意工夫をされている事例、横浜市の事例かもしれません、そういったものを他の自治体に周知、助言していくというふうに国の方で答弁しています。したがって、県選管

としても国からの助言を踏まえまして、市区町村にそのようなやり方があるということを周知させていただきたいと考えております。

高橋委員

是非、よろしく申し上げます。また、高齢者が投票所で投票しようとする場合、緊張のあまりといいますか、名前を忘れてしまったりとか、そういう場合もあるかもしれません。高齢者の方ですと、いろいろなケースが考えられるわけですが、例えば本人があらかじめ自書したメモなどを持って行って、それを見ながら投票用紙に記入するということが認められる行為なのかどうか伺っておきたいと思っております。

選挙管理委員会書記長

先ほども御案内いたしました衆議院の特別委員会におきまして質問がございまして、高齢者の方が投票所で投票しようとする者の名前を忘れるというケースが最近多いということがございまして、メモを持ち込むことはどうかという御質問もございましたけれども、これも国の方は有権者がメモなどを持ち込むことについては、例えば、それを他人に見せて選挙運動のようにすることはもちろんできませんけれども、自らのメモとして持ち込まれる場合には、公選法上は特段の制約はないというふうに答弁しています。

県選管といたしましても、他の選挙人の方の投票行動に影響するような行為ですとか、あるいは投票所内の秩序維持ということもございまして、あまりに大量の資料を持ち込むというような特異の場合は別としまして、自らのメモを備忘録のような形で投票所に持ち込んで、それを記載台で投票用紙に転記しまして投票するということが全く問題ないと考えております。

高橋委員

自分で書いた備忘録はよくて、例えば、選挙公報に記載された候補者名、若しくはその候補者が何らかの印刷物を配布した場合の候補者名、これについてはどうなのかなと最後に確認させていただきます。

選挙管理委員会書記長

自書したメモ以外のものでもどうかということでもございますけれども、国の方では法定ビラなども同様の取扱いということですので、一つの事例として、例えば選挙公報を自分で持ってきて、それを記載台で見ながら書くということは全く問題ありません。ただ、それを意図的に記載台に置いておくとか、そういったことは立会人が十分注視して、あくまでも自分が投票する際の参考資料、常識的な分量の参考資料をお持ちいただくということに関しては、特段の制約はないということでもございます。

高橋委員

理解はしますけれども、せっかく9億強の補正予算を組んでいますので、大事な投票を啓発するということに当たりまして、今お答えいただきました新たな周知方に努めていただきますよう要望いたしまして質問を終わります。